

## 採石業者登録申請書の作成要領

### 1 登録申請書作成に関する一般的注意事項

- (1) 県の区域内にのみ事務所と設置して採石業を営もうとする場合に、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）第32条の2の規定に基づき、知事あてに申請するものであること。
- (2) 登録申請書の様式は、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号「規則」という。）様式第1によることとし、用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
- (3) 登録申請書受理時には、福岡県領収証紙を、領収証紙納付書に貼付のうえ、提出しなければならない。また、この納付書には、申請者の住所、氏名又は名称及び法人の代表者の氏名を漏れなく記載すること。
- (4) 登録申請書には、「3 登録申請書添付書類作成要領」に掲げる書類を同要領に示す番号の順に添付すること。
- (5) 提出部数は、正本1部及び副本1部とすること。

### 2 登録申請書記載要領

記 載 事 項	記 載 要 領
1 事務所の名称及びその所在地	<p>(1) ここに言う「事務所」とは、採石業の実施について、一定以上の範囲において独立決定権を有する責任者の所在する場所であり、かつ、その場所で継続的に業務が行われる性格のものを言い、具体的には、例えば、岩石採取計画の立案、申請及びその実施等を行う場所に該当するものであること。</p> <p>(2) 一般的に商法上の本店、支店は事務所に該当するが、これ以外にも、前記(1)の要件を備えていれば、岩石採取現場に置かれている事務所であっても、本条に規定する事務所に該当するものであること。</p> <p>(3) 所在地は、地番まで正確に記載すること。</p>
2 その事務所に置く採石業務管理者の氏名	<p>(1) 記載する業務管理者の数は、事務所ごとに1名以上とすること。</p> <p>ただし、複数の場合であっても各業務管理者は、単独で対象岩石採取場について、法第32条の12に規定するその職務を完全に遂行できるものでなければならないこと。</p>

記 載 事 項	記 載 要 領
	<p>(2) 採石業を行おうとする者（法人にあっては、その業務を行う役員。但し、業務の監査にあたるものを除く。）自身が、業務管理者になることは妨げないものであること。</p> <p>(3) 業務管理者は、他の事務所又は他の採石業者の業務管理者となることはできない。</p> <p>(4) 法人の監査役は、業務管理者になることができないものであること。（商法第276号）</p>
<p>3 法人にあっては、その業務を行う役員の氏名</p>	<p>ここにいう「業務を行う役員」とは、株式会社及び有限会社の取締役、合名会社及び合資会社の業務執行役員、公益法人の理事、組合の理事等をいい、業の監査に当たる者（株式会社の監査役、組合の監事等）は含まれないものであること。</p> <p>法人の場合、当然に代表者もその業務を行う役員の1人として該当するもので法人の代表者としても他の業務を行う役員と共に氏名を記載することとする。</p>

### 3 登録申請書添付書類作成要領

※各様式はホームページから入手することができます。

規則第8条第2項に基づき添付すべき書類	作 成 要 領
<p>① 法第32条の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、法第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しないものであることを誓約する書面（第1号）（申請者の誓約書）</p>	<p>ア <b>様式第2</b>により作成すること。</p> <p>イ 書出しは、個人の場合は「私は」とし、法人の場合は「当社は」又は「当組合は」とすること。</p> <p>ウ 個人の場合は、記の3及び5を削除すること。</p>
<p>② 事務所に置く業務管理者が業務管理者試験に合格したもの又は法第32条の4第1項第6号ロの規定による認定を受けた者であることを証する書面（第2号）</p>	<p>採石業務管理者試験合格証又は採石業務管理者認定証の写しを添付すること。</p>
<p>③ 事務所に置く業務管理者が法第32条の4第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面（第3号）（業務管理者の誓約書）</p>	<p><b>様式第4</b>により作成すること。</p>

規則第8条第2項に基づき添付すべき書類	作成要領
④ 事務所に置く業務管理者が申請者又はその従業員（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。）であることを証する書面（第4号） （雇用証明書）	<b>様式第5</b> により作成すること。
⑤ 事務所に置く業務管理者の住民票（第4号）	
⑥ （申請者が法人である場合） 法人の登記事項証明書（第5号）	
⑦ 申請者（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）及び事務所に置く業務管理者の生年月日を証する書面（第6号）	住民票、マイナンバーカードの写し等。 ただし、本人以外の情報及びマイナンバーが記載されていないものに限る。 なお、業務管理者の生年月日を証する書面は⑤で兼ねるため、改めて添付する必要はない。

その他添付書類	作成要領
⑧ 登録後の採取予定	<b>様式第6</b> により作成すること。
⑨ 別紙調査票	
⑩ 申請者（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）の性別を証する書面	上記添付資料⑦として住民票、及びマイナンバーカードなど、性別が確認できる書類を提出している場合は本添付書類と兼ねることができる。